

社会福祉法人清水町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員会の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各種委員会の構成員とは、本会が設置する委員会の委員をいう。

(報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法は、次の各号による。

- (1) 会長の報酬は、職員給与規程に定める給与の支払い期日に通貨をもって毎月支給する。
- (2) 会長以外の役員等への支給は、通貨をもってその都度支給する。
- (3) 報酬の支給に当たっては、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務を遂行するために旅行したときは、費用弁償として清水町職員の旅費に関する条例に規定する旅費に相当する額を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月28日から施行する。
- 2 社会福祉法人清水町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成8年4月1日制定）は、令和4年4月27日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

役員等の報酬

役職名	報酬の額
会 長	各年度の総額 1,200,000 円 月額 100,000 円
理 事	各年度の総額 1 人当たり 20,000 円 理事会等への出席 日額 2,000 円
監 事	各年度の総額 1 人当たり 30,000 円 理事会・評議員会等への出席 日額 2,000 円 監査への出席 日額 2,000 円
評議員	評議員会への出席 日額 2,000 円
各種委員会の構成員	委員会への出席 日額 2,000 円